

一般社団法人 岡山県公認心理師・臨床心理士協会 役員候補者選挙規程

制定：令和6年4月10日

改定：令和8年3月18日

（趣旨）

第1条 一般社団法人岡山県公認心理師・臨床心理士協会（以下「本会」という。）定款第23条に定める役員の選任を適正に実施するためにこの規程を定める。

（役員の定数）

第2条 役員の定数は本会定款第22条にもとづき当面の間、理事12名、監事2名を基本とする。

（役員候補者の選出）

第3条 役員候補者は総正会員の中から役員候補者選挙で選出する。

（役員の選任）

第4条 役員候補者は本会定款23条にもとづき、社員総会において役員として選任する。

（委員会の構成）

第5条 本会の役員選挙の管理を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は、選挙を行う事業年度の終了時において、選任後継続して4年を超える理事（被選挙権を有しない理事）の中から選出する。

（委員会の業務）

第6条 選挙管理委員は役員候補者の選出に関し、以下の業務を行う。

- （1）役員候補者選挙の実施日程等の確定と公示
- （2）選挙台帳の確定と公示
- （3）役員候補者選挙の実施と結果の公告

（役員の選挙権及び被選挙権）

第7条 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権は、告示日において本会正会員の資格を有する者に与えられる。ただし、本会定款第26条により、連続して2期役員に任じられた者は被選挙権を有しない。

（選出業務）

第8条 役員候補者選挙は以下の要領で行う。

- （1）「役員候補者」の届出

役員候補者になろうとする者又は役員候補者を推薦する者は、役員候補者選挙（投票）期日から60日前までに、委員会の定める所定の文書で委員長に届け出なければならない。なお、役員候補

者を推薦する者は、当該届出に被推薦者の承諾を得た旨を記載しなければならない。

(2) 選挙の実施

選挙管理委員は候補者名簿を作成して選挙権者全員に通知し、選挙を実施する。選挙は所定の投票用紙を用いて理事3名連記、監事1名の無記投票により行い、指定日までに届いたものをもって有効とする。

(3) 投票結果の確定と同点の場合の取り扱い

当選者の確定は得票順による。当選者がやむを得ない事情により辞退する場合には、次点の候補者が当選者となる。投票の結果同点となった場合は、選挙管理委員の立ち会いのもと、話し合いにより決定する。

(4) 立候補者、被推薦者が役員の基本の定数に満たない場合

立候補者、被推薦者が役員の基本の定数に満たない場合は無投票当選とし、本会定款23条にもとづき社員総会において役員として選任する。その役員による理事会は、役員と補欠候補者の合計が役員の基本の定数以内となる人数の補欠候補者を選出し、社員総会において役員として選任することができる。

(開票の立ち会い及び結果の公告)

第9条 開票に際し本会会員の任意な立ち会いを認める。ただし開票の会場の都合等により人数を制限することがある。選挙管理委員は開票業務の終了後、その結果をすみやかに会員に公告しなければならない。

(補欠者)

第10条 役員に欠員が生じた場合は、本規程第8条により実施された役員候補者選挙の次点者をもって補欠候補者とし、社員総会において選任する。

2 次点者が辞退した場合や次点者がいない場合は理事会が補欠候補者を選出し、社員総会において選任する。

(規程の変更)

第11条 本規程は、本会定款第50条にもとづき理事会の決議によりこれを変更することができる。

(附則)

1. 役員の任期は、岡山県公認心理師・臨床心理士協会の期間を引き継ぐこととする。
2. この規定は、令和6年4月10日から施行する。
3. この規定は、令和8年3月19日（理事会承認日）から施行する。